

地域福祉活動計画のあらまし

計画期間 平成16年度～平成20年度

－ 基本目標 －

住民参加と公私協働による福祉のまちづくりをすすめます

地域で暮らす
さまざまな人々の
人間性を尊重し、
自己実現を支えます

ノーマライゼーションのまち西区の実現をめざします

◎ 地域福祉活動計画って何ですか

[計画の性格と位置付け]

●住民と社協がすすめていく民間の計画で、安心して暮らし続けることができる福祉のまちづくりをめざすものです

お年寄り、障害のある方、子育て中の方、子どもも、大人も、誰もが安心して生活するためには、一人ひとりが「困ったときはおたがいさま」の気持ちを持って、自らの手で住みやすいまちにしていけることが求められています。

その実現を目指して、西区社会福祉協議会はこの「地域福祉活動計画」をつくりました。

ちいきふくし

地域福祉って何ですか？

「住民の住民による住民のための福祉」のことです。
誰もが福祉の受け手にもなり、また担い手にもなりえます。

しゃかいふくしきょうぎかい しゃきょう

社会福祉協議会(社協)って何ですか？

役所ではなく、法律(社会福祉法)に位置付けられた、地域福祉を進める民間の団体(社会福祉法人)です。住民による福祉のまちづくり活動を応援しています。

◎ どうして必要なのでしょうか

[計画の必要性]

●地域福祉はすべての人々に関わる問題です。

- ・かいご介護が必要な方の生活は、家族や介護サービスだけで支えられますか？
- ・ふくしせさく かいごほけんせいど福祉施策、介護保険制度だけ充実させていけばよいのでしょうか？
- ・障害者が住みよい環境は設備だけ整えばいいのですか？
- ・子育ては親だけがするものですか？ 地域の支えは必要ないですか？
- ・困ったとき気軽に話を聞いてもらえるところが近くに必要ないですか？

役所任せ、他人任せでは 誰にとっても住みよいまちはできません
できること、すべきことは そこに住む人たちが力を合わせて取り組まないと
待っているだけでは なにもよくなりません

それには、行政や福祉施設・団体、事業者はそれぞれの専門分野で、
住民はふだんの生活のなかで、できる範囲で

おとしより、障害のある人、子育て中の人たちなどハンディのある人々とともに
必要なときは支えあい、たすけあうしくみづくりを
計画的に、協力・連携してすすめていく必要があります

そのためにあるのが「地域福祉活動計画」です

◎ 何をめざしているのですか

[3つの基本目標]

- 住民1人ひとりが行政、福祉団体、社協といっしょになって福祉のまちづくりの担い手として参加し、お互いを思いやり、安心して暮らし続けることのできる地域社会の実現をめざします
- 高齢者も障害者もすべての人々が地域で暮らしたいという願いを大切に、自らが望む生活を選択し、決定できるよう、地域全体で支えていける社会をめざします
- 1人ひとりの人権が尊重され、誰にとっても住みやすい、暮らしやすいまちづくりを、地域福祉活動の取り組みをつうじて一步一步着実にすすめていきます

ノーマライゼーションって何ですか？

障害のあるなしに関わらず、できる限り住み慣れた地域で家族や友人とともに生活する地域生活が望ましい(ノーマル)という考え方です。

◎ 地域福祉は誰がするのですか

- 住民と社協、民間福祉団体、行政がともにすすめるものです
 - ・地域(小学校区)には民生委員さんをはじめ、地域福祉推進協議会という組織が住民の福祉増進を図ることを目的にさまざまな活動をしています
 - ・しかし、一部の人だけでできることには限りがあります
 - ・見守りや声かけ、あいさつ、話し相手など誰でもできることでも、困っている人にとっては、とても安心できることです

ちいきふくしすいしんきょうぎかい 地域福祉推進協議会って何ですか？

小学校区を単位とする組織で、区政協力委員や民生委員など地域の役員から選出された人々によって構成、運営され、ひとり暮らしのおとしよりの会食会など住民を主体にした地域ぐるみの福祉活動を展開しています

- 地域福祉活動はなにも特別なことではありません。誰でもできる身近な支えあい、たすけあいです。特別な資格や技術は必要ありません

もちろん、行政や専門機関の協力は必要ですし、それが住民どうしの支えあいとうまく連携できるようになれば、もっと住みよい地域社会になるでしょう

テーマⅠ 拠点づくり

3. ボランティアセンターの強化

- ・ボランティア体験できる機会をふやします

4. 相談窓口

- ・相談機関をつなぐ情報誌をつくります

2. 在宅サービスセンターづくり

- ・住民、ボランティアが利用しやすい区の拠点づくりを調査検討します
- ・福祉についての情報も人も集まる場づくりをめざします

8. 保健・医療・福祉等専門機関との連携強化

- ・医療、介護の連携協働の場づくりを支援します

9. 在宅介護支援センターの機能強化

- ・介護相談、情報発信の機会を増やし、介護者交流の場をつくります

10. 地域活動と専門機関との連携

- ・介護予防モデル事業を実施します
- ・生活支援サービスを調査研究します

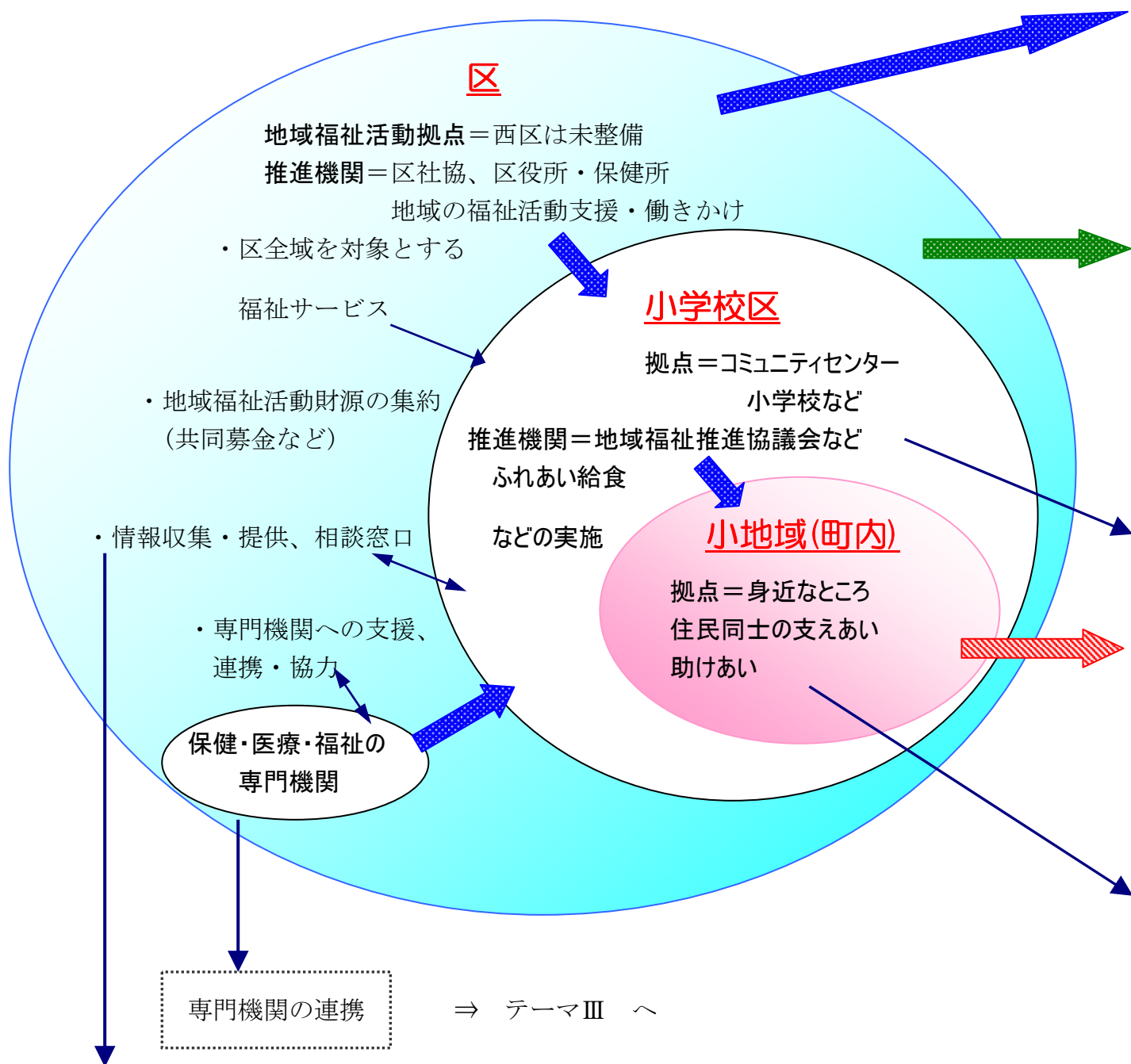
テーマⅢ 在宅生活支援 のネットワーク

Ⅳ 推進基盤の強化

11. 地域と社協の組織強化

- ・計画推進、評価組織
- ・担い手の育成
- ・財政基盤の充実

テーマⅠ 拠点づくり



4. 相談窓口

◎さまざまな相談機関との連携をつよめます、また情報提供機能を強化します

- ・相談業務に必要な情報のネットワークづくりにとりくみます
- ・相談機関をつなぐ福祉総合情報誌を発行します

2. 区の拠点づくり = 在宅サービスセンターづくり

◎利用しやすい施設を住民とともに設計前から検討していきます

- ・区におけるボランティア活動、福祉情報の拠点として
- ・福祉のよろず総合相談窓口として

3. ボランティアセンターの強化

◎多くの人が福祉・ボランティア体験できるきっかけを増やしていきます

- ・参加しやすいボランティア・福祉体験学習イベントを企画、開催します
- ・体験学習を入り口としてボランティア活動できる人をそだてていきます

◎災害(防災)ボランティアをそだてていきます

○地域福祉推進協議会の活性化

⇒ テーマⅡ へ

1. 身近な地域における場づくり

◎誰もが住みやすいまちづくり調査・マップづくりをしましょう

- ・サロン等身近なところで集まれる場探し
- ・人も情報も集まる、気軽に話せるたまり場づくり につなげます

○小地域ネットワーク活動の促進
○ふれあい・いきいきサロンを増やす
○子育て支援の方法(場)づくり

⇒ テーマⅡ へ

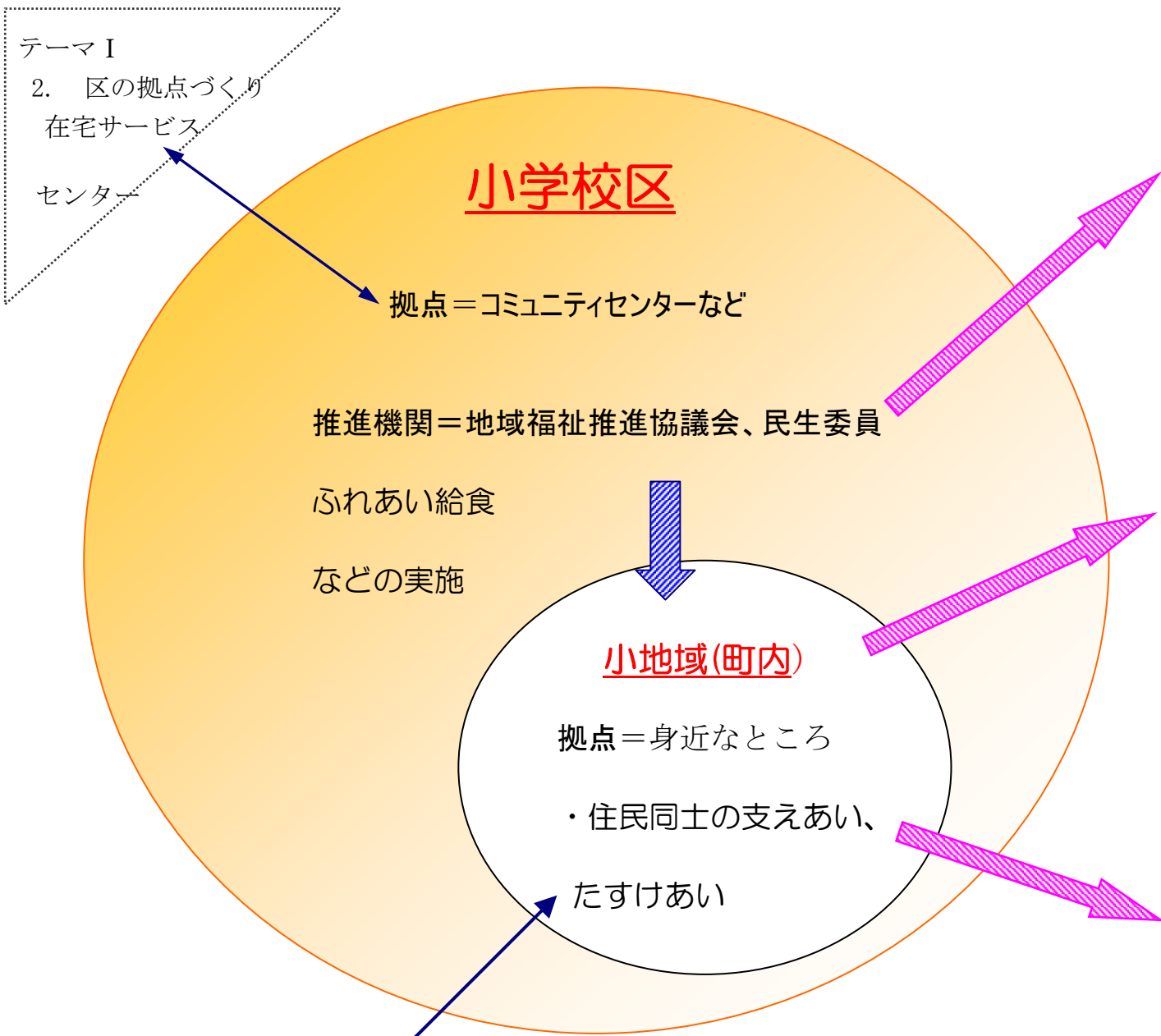
ひとが集まり、話しあい、学びあう“場”づくり

地域福祉活動、在宅介護サービス、ボランティア活動の拠点づくり

～地域のひとびとが自由に来られる“場”をつくろう～

テーマⅡ 地域ネットワーク

～ ひろめよう、強めよう、地域生活支援ネットワーク ～



【関連】

テーマⅠ．拠点づくり

1. 身近な地域における場づくり

◎まちづくり調査・マップづくり

3. ボランティアセンターの強化

◎福祉・ボランティア体験のすすめ

◎防災ボランティア

7. 地域福祉推進協議会の活性化

◎たくさんの住民が参加できるしかけ、きっかけをつくります

・選べるメニュー＝ したいことを考える

例) 介護についての学習やまちづくり調査など

ふれあい交流だけでなく、“行動”できる地域の福祉活動へ

6. ふれあい・

いきいきサロンの支援

◎おとしよりなどが気軽に立ち寄り
おしゃべりや、いっしょに何か
できる“たまり場”をつくり、
ふやし、支える人をそだてて
いきましょう

【関連】

テーマⅢ. 在宅生活支援の
ネットワーク

9. 在宅介護者交流会

10. 在宅介護出張相談、講習会
(介護予防連携モデル事業)

6. 子育て支援の方法 (場)づくり

◎新たな子育て支援策を、地域や
保健所などいっしょに考えていきます

例) 子育て支援ボランティア、

子育てサークル活動の
サポーター育成

5. 小地域ネット

ワーク活動の促進

◎ふれあいネットワーク活動の
モデルづくり
地域で困っている人をはやく
みつけて対応できるしくみづくり
をすすめましょう

7. 災害弱者の防災対策

◎障害者、高齢者が、災害が
起きたとき困ることを知り、住民で
できることを考え取り組んでいましょう

テーマⅢ 在宅生活支援ネットワーク

8. 保健・医療・福祉等専門機関との連携強化

《医療・介護の連携強化》

◎医療・介護従事者の研究・連絡会を支援します

専門機関

(福祉事務所,
保健所,
介護サービス機関)

＜介護サービス機関・施設の機能強化支援＞

◎ケアプラン相談会・介護支援専門員勉強会
事業者連絡会を支援します

参加・

援助を必要とす
在宅ケアのネッ

参加・協力
協働・
連携強化の支援

《課題》

- 介護サービス機関と医療機関との連携が必要
(相談助言を求めたり、学習する機会を持つなど)
- 介護サービス事業者、地域双方で困難ケースの対応に
苦慮している
- 援助を拒絶するケースに対する受け皿(相談機関)が
とよい
- 痴呆など介護負担が重い家族への支援が必要
(地域からの孤立、高齢者虐待や介護疲れによる
事件など深刻化を防ぐため)
- 一般の認識として社協(在支)のことを知らない
- ここに行けば福祉に関する情報を得られるという
ような場所がない
- 拠点に医療相談の場があるとよい
- 民生委員と介護事業者との連携がない
- 介護サービス事業者と民生委員等地域との連携が必要
- ヘルパーやケアマネと民生委員が話し合う機会が必要
- 民生委員と一緒に立ち会える相談機関があるとよい
- 身寄りのない人で援助が必要と思われる人でも拒絶するケース
に対する受け皿(相談機関)があるとよい
- ケアプランにも保険給付以外のインフォーマルサービスを入れたい
が、現実にはない、少ない

【関連】

- テーマ I
2. 在宅サービスセンターづくり
 4. 相談窓口

10. 地域活動と専門機関との連携

《介護予防連携モデル事業》

◎地域の担い手とサービス事業者との学習会・交流会
(ミニ地域ケア会議)をします

◎在宅介護出張相談会・介護予防講習会
を行います

◎生活支援サービスを調査研究します

地域
(民生委員,
推進協)

協力

る人々を支える
トワークづくり

【関連】

テーマⅡ
7. 地域福祉推進協議会の活性化

連携モデル事業
・協働

在宅介護支援センター(区社会福祉協議会)

◎介護フェアの開催
・在宅介護相談、情報発信
機会を増やします

◎在宅介護交流会
(介護者サロン、介護者のつどい)
・家族介護者の集まりを支援します

＜地域ケア会議＞
・ニーズ把握、分析、検討

9. 在宅介護支援センターの機能強化

■ この計画をつくったのは誰ですか

●住民と区社協です

学識経験者・区内の福祉に関係する方(地域の役員、福祉施設・団体の職員、ボランティア、ホームヘルパー、ケアマネジャーなど)や公募による区民の方たちで委員会をつくり、平成15年3月から約1年間にわたり作業を進めてきました。

■ 誰がすすめていくのですか

[計画の推進体制]

●区社協だけですすすめていくことはできません

区民のみなさんの参加と、福祉施設、団体、事業者や行政機関の協力、役割分担によって実現していくものです

■ 区民のみなさんへ

・誰もが住み慣れた家やまちで安心して暮らし続けたいと思います

でも生活していく上でそれが難しくなったとき、個人の努力や家族の支え(=自助)、行政の支援、介護保険制度(=公助)だけでは解決できないこともあります

・しかし、ご近所の人たちのちょっとした心遣いや、住民ボランティアの支えあいといった「共助」とをうまくかみ合わせることができれば、一人でも多くの人の願いを実現することができると思います。

●区民のみなさんは、“福祉”をひとつとしてとらえず、自らに関わっている身近なこととして考え、住民として身近なところでもできることに取り組んでくださいますようお願いいたします。

また、区社協をはじめ関係する機関・団体が行う話し合いや催しなどに関心をもっていただき、ふだんの生活のなかでできる範囲で支援・協力、参加してくださいますようお願いいたします。

平成16年7月 日

社会福祉法人名古屋市西区社会福祉協議会

〒451-0065 西区天神山町3-1

TEL 532-9076 FAX 532-9082

Eメール nishiVC@nagoya-shakyo.or.jp

ホームページ <http://www.nishiku-shakyo.jp>